

川井田清香議員

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、創政会を代表し、「令和2年度伊丹市一般・特別会計決算等、市政全般」について質問致します。

1、令和2年度、市制80周年を振り返って

市長にお伺いします。昨年11月10日、本市は市制施行80周年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う、様々な対策事業に注力するため、記念式典は中止となりました。昨年は、感染拡大防止対策事業の推進を図り、今年度も感染拡大に備えた各課題に取り組んでいく必要があります。そこで、コロナ禍で迎えた市制80周年の節目であった令和2年度の市政運営の総括をお伺いします。また、コロナ禍で社会経済情勢の変化に伴って生じる諸課題に、迅速かつ的確に対応することが求められる中、生活様式の変化で市民参画が難しい状況にありますが、第6次伊丹市総合計画にも掲げている「市民の参画と協働」をどのように取り入れ、各政策を推進されていくのか所見をお伺いします。

2、新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年度一般会計決算は、歳入決算額は1,058億1,427万円、歳出決算額は1,040億8,903万円となり、歳入では、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策等に伴い、前年度比約245億1,361万円の増、歳出では、補助費等は前年度比約210億439万円の増、扶助費は前年度比約8億6,735万円の増と、家計支援として行った特別給付金の増等により過去最高額を更新しました。その中で、新型コロナの拡大により、経済や市民生活に多大な影響が及んだことから、国・県補助事業や市単独事業等で、約243億円規模の感染症対策に取り組み、特別会計では、保険税（料）の減免や、公営企業会計では、市立伊丹病院の感染症重点医療機関の体制整備、水道料金の減免、市バスの車内抗菌等に取り組みられました。

具体的には、令和2年度当初予算より15回の補正を行い、臨時交付金を活用して、一般会計では感染拡大防止対策として26事業、生活・雇用維持と事業の継続支援として13事業、地域経済の活性化として6事業、社会的環境の整備・新しい暮らしのスタイルの確立として19事業を実施しました。

そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況と、各事業において、予算規模の事業費に対する決算額の差異が大きかった事業についてお伺いします。また、特に限られた財源の中で、市単独事業を実施するにあたり、特に選択と集中が求められますが、市単独事業の選定理

由及び想定する成果をお伺いします。

次に、新型コロナワクチンの接種についてですが、本市は、本年2月15日に市のコールセンターを開設し、現在、接種対象者となる12歳以上の方に対する予約とワクチン接種を進めています。そこで、ワクチン接種のスケジュールの進捗状況をお伺いします。また、本市の予防接種券の発送や年齢階層別の接種予約開始は、他自治体より比較的早く進められており評価するところではありますが、その要因と年齢階層別の接種率をお伺いします。

また、現在、本市は若い世代へ接種を検討して頂くためのハガキを送付しています。若い方の接種に関しては、「若者はコロナの重症化が少ない」「ワクチンに対して副反応が心配、長期的な害がわかっていない」という考えもある中、最近では、若者の感染が広がり、受験生の優先接種や若い世代への積極的なワクチン接種の考え方も出てきています。本市の教育委員会においても、緊急事態宣言発令中の教育活動等に関する方針の中で、12歳以上のワクチン接種を推進する方針を示しています。そこで、若い方のワクチン接種の推進についての見解をお伺いします。

次に、市内の医療体制とコロナ感染症患者の対応状況についてですが、現在、「コロナかもしれない」という症状が出た場合は、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関に電話相談し、診察・検査を受ける体制となっています。そこで、市内の医療機関で、どのような相談や治療、検査が可能であるのかお伺いします。また、兵庫県が行う回復期も含めた入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保に対する対応状況をお伺いします。

次に、市立伊丹病院の対応状況についてですが、現在、コロナ禍では、発熱などがあっても患者が入院できないという病床不足が深刻化しています。医療体制がひっ迫状況にあっても、行政が個別の病院に要請しても病床確保は難しく、しかしながら、市立伊丹病院においても可能な限りのコロナ病床を確保し、地域中核病院としての機能を発揮して頂くことを期待するところでもあります。そこで、市立伊丹病院の対応能力をお伺いします。

次に、自宅療養者についてですが、兵庫県が、4月10日以降65歳未満で無症状や軽症の患者に自宅療養を認める方針に転換したことを受け、多くの自宅療養者が発生している状況にあります。そこで、本市の自宅療養者の状況と、自宅療養者や入院・宿泊療養施設への入所を自宅で待つ陽性者に対する支援状況をお伺いします。

3、公共施設マネジメントについて

公共施設マネジメントは、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置

を実現することを目的に進められています。これまで、野外活動センターの廃止、中央公民館の機能移転、ラスタホールの長寿命化、女性・児童センターの再編、緑ヶ丘センター等の集約化、総合ミュージアム整備、新保健センター整備等が進められてきました。そこで、公共施設マネジメントの進捗状況をお伺いします。

次に、公共施設マネジメントの推進は、財政負担の軽減・平準化という観点からは、必要性は理解できますが、実施にあたっては市民の参画を最重視し、市民との情報共有に努めることが重要であると考えます。これまで、本市の公共施設マネジメントについては、他自治体からも注目を集め、参考事例として行政視察等を通じて、本市の公共施設マネジメントの進め方について高く評価されています。推進にあたっては、総論賛成、各論反対になる傾向が強いため、総論についての市民の強い支持を得ることで推進の追い風にしていく、また、政策策定の進捗に合わせて議会に順次、報告するとともに、ホームページ、広報紙、出前講座、シンポジウム、パンフレット等の多種多様な手段で市民への周知を図り、市民に対して客観的な事実を様々な手法で丁寧に説明するという姿勢が高く評価されているようです。しかしながら、実際には市の進め方として、市民への説明期間が短かったり、意見の聴取や集約、意見反映が不十分であったとの指摘もありました。公共施設の用途廃止、複合化、集約化により、財政負担の軽減等の成果の裏側には、おのずと市民利用への影響が出てきます。市民利用の向上を目指し、市民の方へ理解して頂きながら推進していくという観点から、改めて、市民、議会、行政一体の推進について見解をお伺いします。

次に、市有財産の有効活用についてですが、用途廃止後等の市有財産（土地）は、近年、廃止後すぐに売却されることが多くなっています。市有財産は市民の貴重な財産であり、市民サービスの向上や行政目的の実現など、市の貴重な経営資源として活用する必要があります。売却は、自主財源の確保に繋がりますが、現在を生きる我々が安易に売るべきではなく、市有財産の有効活用や市民サービスの向上の観点から、早期の売却の前に、効果的な活用方法を慎重に検討していく必要があります。そこで、市有財産（土地）の有効活用について見解をお伺いします。

次に、これまでの公共施設マネジメントの取り組みの中に、野外活動センターの廃止がありました。野外活動センターは、市民の心身の健全な発達等を目的として設置されましたが、市民利用が少ないことや周辺に類似施設が存在すること等を勘案し、子どもを対象とした自然体験学習事業を企画運営する民間事業者「一般社団法人プラス・ネイチャー」に、平成29年7月1日に資産譲渡されました。当該法人への譲渡に際しては、施設の取得に費やした約18億円、現在の資産価値約2億5,000万円、また、現状回復工事約1億円等を、売買価格より事業展開の内容に重きをおき、10年間の用途指定の特約を設け50万円で譲渡されました。特約は、現状と同じ条件での運営で10年間の運用

が保たれること、市がセンターを譲渡した後も、市民の野外活動の推進と転地学習を継続できるというものでした。

市民の大切な市有財産を安価の50万円で譲渡するにあたり、この特約が守られることが重要であったと認識しています。よって、この10年間は特に市民利用の状況はしっかりと注視していかなければならないと考えていましたが、令和2年度より転地学習は廃止となり、特約の条件であった本市小学生の転地学習の利用機会が本市の都合によりなくなりました。しかしながら、市の運営が終了していますので民間事業者の運営状況については言及出来ませんが、市民利用の維持が保たれているかは確認する必要があります。そこで、野外活動センターのその後の状況をお伺いします。

4、放棄債権について

上下水道局と市立伊丹病院の放棄債権についてですが、伊丹市水道事業給水条例第47条の規定に基づき、令和2年度中に放棄した水道料金及び給水装置修繕料の私債権は、832件（233人）の373万1,321円となっています。また、伊丹市病院事業使用料および手数料条例第5条の規定に基づき、令和2年度中に放棄した診療報酬の私債権は、125件の251万4,302円となっています。

管理者は、条例の各号①当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき②債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないとき③債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合もしくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合または相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用ならびに他の優先して弁済を受ける債権および本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき④破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたときのいずれかに該当するときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等の全部または一部を放棄することができるとされています。

債権回収業務が滞ることは、健全な公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納付している市民に対して公平性を欠きます。そこで、水道事業と病院事業の放棄債権の状況と、水道料金又は診療報酬の未収金に対する徴収の取り組みと債権管理の流れをお伺いします。

5、都市ブランド・観光戦略について

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市と伊丹市（幹事市）の5市が申請を行った『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が令和2年度の日本遺産に認定されました。

「日本遺産」とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とし、令和2年度までに、全国で104のストーリーが認定されています。

認定による効果としては、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取り組みを行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えられています。一方、認定後、認知度が伸び悩む認定地もあり、各地域の取り組み状況によっては認定を解除する制度も設けられており、解除地域との入れ替えを行い、認定団体数は100件程度を維持するとされています。そこで、本市としても認定後の取り組みが重要になってくると考えますが、日本遺産「伊丹諸白と灘の生一本」の今後の展望をお伺いします。

次に、都市ブランドについてですが、都市ブランド・観光戦略課の主な業務内容としては、シティプロモーションと都市ブランド戦略と定住促進戦略の総合調整、空港を活用した観光戦略、インバウンド戦略、清酒の普及の促進等とされています。

その中で、シティプロモーションの推進については、ホームページを確認しますと、令和2年度のシティプロモーションは、「市制施行80周年記念事業」と「伊丹市、コロプラ、ブログウォッチャーが位置情報を活用したデジタル広告配信実証実験の実施」、平成31年度のシティプロモーションは、「伊丹市PR冊子「いたみをみたい」広告募集」のみで、取り組み内容が乏しいように感じます。

シティプロモーションは、地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動であり、地域のイメージ向上や都市ブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的としています。そもそも本市は、シティプロモーションする段階の前に、本市がシティプロモーションするものが何か、伊丹市の都市ブランドとは何か、ここが十分に理解されていない、曖昧なところが課題であると考えます。

都市ブランドとは、「選ばれるまち」となるため市全体の価値の向上とともに、都市そのものに対する信頼や好感を市内外から獲得する必要があります。そのため、市の価値を認識してもらうための積極的な発信等の各種取り組みを、包括的・戦略的に展開し、市自体にブランドとしての価値を見出す「都市ブランド化」が必要とされます。本市が持つイメージを高めることで本市の魅力や価値、または個別資源や商品の価値が高まり、ひいては交流・定住人口の増加などに結びつく効果が期待できるものが「都市ブランド」であると言えます。このような観点から、本市にとって市全体の地域活性化を目指す上で、実際の取り組みやその成果、体制、成功要因、課題等を探り、改めて「都市ブランド

の確立」が必要であると考えますが見解をお伺いします。

6、子育て支援について

本市は、平成29年度より5年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。一方、令和3年4月の保留児童は151人、令和3年9月1日時点の待機・保留児童数は375人となり、今年度も通年の待機児童は解消されていません。そこで、今年度5月からの待機・保留児童数の状況と昨年度の比較をお伺いします。

本市は、これまで民間活力による保育所等の整備や民間保育所での保育人材確保の支援などにより、待機児童の解消を目指してきましたが、令和2年3月に策定した第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画において、令和2年度からの5年間における保育所等の利用希望者は、増加傾向が続くものと見込み、利用定員として令和6年4月までに計画期間全体で520人の定員増を図り、保育ニーズに対応していくこととしています。

ここ数年、年度当初の待機児童は解消していることから、次の段階として、国の待機児童対策を超えて、市民が待機児童ゼロのまちと感じられる、1年間を通しての待機児童ゼロを目標にすべきです。しかしながら、この5年間、民間保育所の誘致等の定員拡大をもっても通年の待機児童は解消されず、毎年度末には約600人以上の待機児童が発生しています。これだけ待機児童が多いということは、本市で子育てをしたいという子育て世代の期待の表れでもあります。

これまでの答弁で、通年待機児童ゼロに向けての対策については、年度末までの保育利用希望者の受入れを可能とする保育定員で運用する数の民間保育所等の整備を進めると、年度当初の段階で定員に対してかなりの空きを抱えた運営となり、今後、保育ニーズのピークを迎えた場合、供給過多へと転じ、民間保育所等の経営を圧迫するおそれもあるため、まずは年度当初には入所申請数による保育定員に近い受入れ枠でスタートをして、その後、育休からの復帰等による年度途中の保育ニーズに対しては、定員を超えた弾力的な受入れにより対応していくと見解が示されています。民間保育所の誘致等による定員拡大を5年10年先まで何百人と拡大していくと、どこかの段階で需要と供給の分界点を迎えますが、現在はまだその時点に到達していません。一方、本市の保育所の入所状況の傾向は、公立保育所はほぼ100%以上の定員充足率で、私立保育所は、低いところで80%台、そして地域型保育所も70%台であり、待機児童対策としての毎年の保育所新設や増設における定員拡大が、既存の保育所の定員の充足率の低下に繋がっていくのではと懸念しています。そこで、他自治体の通年の待機児童ゼロに向けた対策を見ますと、0～2歳児の受け入れに重点を置いた乳児重点型保育所の新設や、保育所並みの長時間保育や長期休暇中も保育を行う私立幼稚園の確保により、通年の待機児

童解消に取り組まれています。そこで、通年の待機児童解消に向けて、乳児保育に特化した保育所の誘致策や私立幼稚園等との連携も含めた既存保育所の定員余力の活用等の通年の待機児童解消策と、保育所のニーズ量に対する民間保育所誘致の定員拡充は、中長期的に見て通年の待機児童解消に有効なのか見解をお伺いします。

また、保育所整備や定員拡充に対して、同時に保育士の確保も重要であり、さらなる待機児童対策として、民間保育所の誘致を求め定員拡充を進めていく上で、本市の保育人材確保事業が民間保育所や保育士にとって、有効かつ魅力的な支援となり、本市の幼児教育と保育を担う保育士の確保、また保育士不足の解消に繋げていくことが求められます。そこで、保育人材確保状況について、令和2年度の実績と保育人材確保策の評価、そして今後の事業の方向性をお伺いします。

7、学校教育について

先月30日より2学期が開始され、2週間ほど経過しましたが、すでに複数校においてコロナ感染症関係の学級閉鎖が生じています。このような状況は今後も続くことが想定され、先月31日には、本市の学級閉鎖等になった場合の取り扱いについて「新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校等の基準」が示されました。これまでも昨年9月には「新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園の再開後の対応について」を策定し対応にあたられてきましたが、感染は収まらず、子ども達は環境の変化に慣れない日々を過ごす中、自粛生活や学校行事の中止など、このような状況が長期化することで、疲労が積み重なり、憂鬱な気持ちや焦り、イライラした気持ちが続き、子ども達の心の健康が心配されます。

本市では、昨年、学校再開に伴う児童生徒及び保護者の心のケアに対応するため、スクールカウンセラーによる教育相談の機会を充実し、さらに、今年度下半期に、コロナ禍において増加している不登校及びその傾向にある児童生徒に対応するため、不登校対策支援員を全小中学校に配置予定です。令和2年度末の不登校児童生徒数は、小学校では109人、中学校では207人で、令和元年度との比較では小学校で1.88倍、中学校で1.5倍となっており、増加傾向となっています。そこで、改めて、今年度上半期の不登校児童生徒の状況と増加要因をお伺いします。また、緊急的な措置のため、不登校対策支援員の配置は今年度下半期限定とされていますが、まずは、この半年間の事業の成果に期待しますが、児童生徒ひとり一人にとって一度限りの小・中学校生活となります。どの時期の不登校の児童生徒にとっても、十分な支援が行き届くよう、またコロナ禍は長期化することが予想されますので、長期的、継続的な事業として実施していくべきと考えますが見解をお伺いします。

次に、昨年ICT環境整備事業として、市内の小中学校及び特別支援学校に1人1台のタブレット

端末を整備しました。しかし、自宅等におけるオンライン学習等の取り扱いについては、令和3年2月19日に文部科学省が、①学習評価に反映させることができる②児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度学校において対面指導をする必要がないものと校長が判断した時には、当該内容を再度学校において対面指導で取り扱わないこととすることができるという内容の通知を出しました。本市においては、オンライン学習等については正規の授業とはみなさず、出席扱いにはできないという立場をとっていますので、オンライン授業を受けた日でも出席とはしていません。しかし、全国的にみますと、一部の自治体は出席扱いにできるよう各学校に通知し、判断は分かれています。例えば、オンラインでも学習成果を確認できれば出席として認めることも可能とし、児童生徒の不利益にならないよう配慮した対応をとる自治体もあります。

このように自治体によって分かれる対応ですが、出席扱いにできないという判断は、試行的な現段階としては適切な措置ともいえますが、12歳未満のワクチン未接種の状態や感染拡大が長期に及ぶようなら、改めてオンライン授業のあり方や導入を検討する必要があると考えます。現時点でオンライン授業は「質」の差があり、1日を通じ対面と同じ内容をオンラインでやれるか、通信環境の問題等で一部しかできないかで大きく異なります。そのため、国として一律に出席と判断しづらい現状があり、対面とオンラインを比べた優劣を示す明確な証拠はありません。つまり、教育行政の基本は、教育委員会や学校の裁量であり、コロナが蔓延する今は、現場の裁量で最適な手段を選ぶことが子ども達の教育環境を守ることになります。

日本財団が2020年12月に全国の17～19歳の若者1,000人を対象に行った「18歳意識調査」の結果によりますと、教育格差について、「感じる」は48.9%、「感じない」は51.1%と意見が分かれ、学習環境の差を感じたことがある層では71.4%の人が教育格差を感じると回答しています。理由としては、「家庭の経済力」「学校による違い」「学校のオンライン授業の対応の違い」「家庭のインターネット環境、パソコン・タブレット端末の保有状況」等があげられています。さらに、教育格差を是正するために必要なこととして、「高等教育の無償化などの制度整備」(48.0%)、「無償の学習支援拠点の整備強化」(33.8%)、「オンライン教育の強化」(33.8%)、「家庭と学校のデジタル環境の整備」(30.9%)と回答しています。この結果をみましても、教育環境の新しい展開が求められています。そこで、本市におけるICT教育の進捗状況とオンライン授業の推進についてお伺いします。

次に、中学・高校3年生にとって進学の時期を迎えています。平成27年度入学者選抜から兵庫県の公立高等学校の通学区域が新しく変わり、本市は第2学区となり、芦屋市を除く阪神地区と丹有地区への進学が可能となりました。そこで、中学生の進路状況をお伺いします。

また、「18歳意識調査」によりますと、コロナ禍で学習環境の差が広がったと感じる人は52.9%で、学習環境の差を感じたことがある層では、68.0%がコロナ禍で差が広がったと感じると回答し、もともと学習環境に差を感じていた人は、コロナ禍においてさらに広がったと感じていると回答しています。また、コロナ禍で自身の進路に影響があると回答したのは31.5%で、内容としては「就職希望業種の範囲を広げた」(33.3%)、「思ったように成績が伸びず入試方法を変更した」(19.7%)、「進学先の地域を考え直した」(18.7%)、「経済的な事情から受験先などを変更した」(9.2%)、「部活の試合が開催されず、進学に必要な成績が残せなかった」(8.6%)と回答し、進学や就職を控えた子ども達に影響を与えていることがわかります。そこで、コロナ禍の状況に関係なく、生徒ひとり一人が将来や目標に向かって、自分で進路選択や決定が出来る進路指導の環境が重要であると考えますが、中学校の進路指導体制と取り組みをお伺いします。

8、交通事業について

交通局では、平成28年度から乗客の方がモニターとなり、乗務員の運転・接客等を評価して頂く「市バス巡回モニター制度」を再スタートし、意見を乗務員に伝え、指導なども行いながら、乗務員全体のレベルアップや、事故や苦情を1件でも減らすために、このモニター制度を活用し、安全への取り組みやサービス向上の推進を図られています。

令和2年度の調査報告件数は562件で、5段階選択式で、「乗車時の挨拶が出来ていない」「少し出来ていない」が計220件、「マイクの活用が出来ていない」「少し出来ていない」が計231件、「安全運転が出来ていない」「少し出来ていない」が計48件となっています。悪い評価としては、「無愛想・威圧的な態度だった」が15件、「着席前の発車で危なかった」が10件、「急発進・急ブレーキ」が23件、その他の意見として、「座ろうとした時の発進で、転倒しかけて危なかった」「急ハンドルを切ったり、急にスピードを出す瞬間があった」「話し方の印象が少し悪く感じられた」となっています。

一方で、良い意見として、「ブレーキが緩やかで安心でき、急ブレーキをかける際にはマイクアナウンスがあった」「朝の満員バスにもかかわらず、一人一人に笑顔で挨拶していた」「バスの経路先がわかるよう、発車前に次の停車バス停のアナウンスがあった」とあるように、安全かつ丁寧な対応が出来ている乗務員がいることがわかります。

特にコロナ禍で、利用者や営業収益が減る中、今こそ「安全・安心・快適」をモットーに、安全への取り組み、サービスの向上の推進を第一に取り組まなければならないと考えますが、このような乗務員の運転や接客の差についての見解と、改善にどう取り組まれているのかお伺いします。

次に、コロナの感染拡大に伴い、本市のバス事業の経営に深刻な影響を与え、令和2年度において、企業努力では解消できない部分に対する財政支援として補助金3億円と、コロナ禍で厳しい経営環境が続くことが見込まれる状況下で、財政基盤の強化を図り、安定的な事業運営が図られることを目的として、出資金5億円が一般会計から繰り入れられました。そこで、まずは、財政支援として補助金3億円の効果をお伺いします。

次に、財政基盤の強化を図り、安定的な事業運営が図られることを目的とした出資金5億円については、これまでの答弁で、損失補填ではなく、運営を持続可能な方向性に向けるための財政基盤の強化のための出資金という認識であり、単年度赤字だが、実際には計画期間中の財務会計とのやりくりや、減便ダイヤという支出の部分も含めて、健全な経営に取り組むとされ、今年度中に第4次アクションプラン（後期5カ年計画）で具体的に示されるとされています。現在の経営戦略は、平成28年度からの10年計画で、前期5カ年は、毎年一般会計からの路線補助が約1億5,000万円入る前提ではありますが、大きな問題はなく経営ができてきたと評価されています。後期5カ年計画中は、コロナ禍の影響を大きく受けることは予想され、さらなる経営悪化の状況下、第4次アクションプランは、これからの伊丹市営バスの存続をかけたものになるといっても過言ではありません。また、コロナ禍の影響だけではなく、燃料費、軽油の値上げ、路線補助の市の補助金1億5,000万円の増減、人件費の増減等、経営に影響を与える要素は多くあります。

そこで、第4次アクションプラン策定の進捗状況をお伺いします。また、出資金5億円を踏まえたコロナ禍の経営維持・戦略と財政基盤強化について、また、経営基本の「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」をコロナ禍でどのように推進していくのか、さらに、今後の経営において、市営バス路線維持補助金以外の繰出基準等以外の補助金が必要になるのか、見解をお伺いします。

以上で、一回目の発言を終わります。

市長藤原保幸

コロナ禍における令和2年度の市政運営の総括と第6次伊丹市総合計画に掲げている「市民の参画と協働」の推進方策に係る質問にお答えします。

令和2年度を振り返りますと、昭和15年11月10日に伊丹町と稲野村が合併し、県内で7番目の市となりましてから80年を迎える節目の年でした。市制施行80周年を記念し市民の皆さんとお祝いするとともに、市の発展に寄与された方の功績を表彰し感謝の意を表するため、市制記念日である11月10日に式典を開催し、伊丹大使の有村架純さんをお迎えしての対談も予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむなく中止としたことは、誠に残念でありました。

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症は、国内初の感染者が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、日本全国で深刻な事態を引き起こし、これまで緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が実施されたことから、学校の休校措置をはじめ各種事業の中止、事業活動や地域活動の自粛などにより、80周年記念式典をはじめ、令和2年度当初に予定した事業の実施が困難な状況となりました。

コロナ禍においては、市民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策に加え、市民生活や地域経済を支援するため、議会のご理解やご助力を頂きながら、14度にわたる補正予算の編成や既決予算の活用などにより、迅速に対応を行ってまいりました。

特に、特別定額給付金事業では、国の予算が成立した翌日には申請受付を開始するなど早期に事業を進めたことや、売上額が減少している個人事業主等に対する家賃支援を市独自の支援として実施したこと、さらに、新型コロナウイルスワクチンの接種開始に向けた準備段階から体制を整えるなど、市民や事業者の方々へ必要な支援を迅速に届けることができるよう全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、令和3年度においても、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な状況であり、本定例会にも感染症対策関連経費を提案させていただくなど、まずは新型コロナウイルス感染症の収束に向けた対策に努めているところでございます。併せて、感染症拡大により顕在化したデジタル化の遅れへの対応や新しい生活様式の定着など、未来へつなぐまちづくりに、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、「市民の参画と協働」の推進方策についてのご質問ですが、本市では、市民の主体的なまちづくりをすすめることを目指して平成15年に「まちづくり基本条例」を制定し、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現に向け、取り組んできました。

また、市のまちづくりの指針である総合計画においては、第4次の総合計画から参画と協働について位置づけがされ、第5次総合計画では、将来像に「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」を掲げ、真の協働社会の仕組みをつくるために、基本目標の「市民が主体となったまちづくりの実現」において参画と協働による市民自治を目指しました。

今年4月からスタートしました第6次伊丹市総合計画においても、参画と協働を大綱に位置付けて市民相互のつながりや支えあいを大切に、市民の参画と協働を推進することにより、誰もが住みやすいと感じられる持続可能なまちをつくることを目指しています。

まちづくりに市民参加が進んできた証として、市が主催する各種審議会等への市民公募委員の参画や、市の行政計画に対するパブリックコメントやアンケート調査、地域の防災訓練、子どもの見守り活動のほか、小学校区を単位とした地域自治組織が次々と設立され地域の将来像となる地域ビジョンの策定が行われるなど、地域の身近な課題の解決を図るとともに各地域の特色を活かしたまちづくり

が進められています。

多様な価値観を持つ市民一人ひとりが地域とのつながりを感じ、地域への愛着をもちながら主体的にまちづくりに取り組むことで、参画と協働によるまちづくりの土壌が伊丹のまちに根付いてきたものと考えています。

伊丹のまちづくりの原動力は市民力、地域力であり、市民相互のつながりや支え合いを大切に、第6次伊丹市総合計画の将来像である「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向けて、引き続き参画と協働によるまちづくりを推進してまいります。

財政基盤部長天野純之介

私からは、新型コロナウイルス感染症対策に関する数点のご質問についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況についてですが、同交付金は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている住民生活や地域経済を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう創設されたものです。

議員ご案内のとおり、本市では、令和2年度に約17億32百万円の同交付金を活用し、感染拡大防止対策、生活や雇用の維持と事業の継続支援、地域経済の活性化及び社会的な環境の整備・新しい暮らしのスタイルの確立の4本柱からなる各事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。

1つ目の柱である感染拡大防止対策としては、高齢者インフルエンザ予防接種無償化事業や避難所感染症拡大防止対策事業のほか、学校園での感染拡大防止対策としての学校保健特別対策事業等、計約3億47百万円の事業に同交付金を活用しました。

2つ目の柱である生活や雇用の維持と事業の継続支援としては、ひとり親世帯の生活を支援するための児童扶養手当受給者に対する支援給付金事業や、生活困窮者等に対する手厚い就労支援を実施する体制を整備するための生活困窮者就労準備支援事業のほか、キャッシュレス決済ポイント還元事業等、計約11億82百万円の事業に同交付金を活用しました。

3つ目の柱である地域経済の活性化としては、商店街等販売促進キャンペーン事業として、商店街等が取り組む販売促進や消費喚起に対する補助事業を拡充したほか、日本遺産認定記念「G o T o伊丹キャンペーン」事業として、国の「G o T oトラベル」に合わせた補助事業等、計約1億66百万円の事業に同交付金を活用しました。

4つ目の柱である社会的な環境の整備・新しい暮らしのスタイルの確立としては、ICT環境整備

事業として市内の小中学校及び特別支援学校に1人1台のタブレット端末を整備したほか、コワーキングスペース等利用補助事業として、利用料金の一部を補助することでテレワークの定着を推進する等、計約4億76百万円の事業に同交付金を活用しました。

次に、各事業の予算額と決算額の差異が大きかった事業についてですが、ご承知のとおり、昨年12月末までに事業が完了かつ不用額が10百万円以上の事業については、昨年度の2月補正予算により減額補正を行ったところです。それらを除き、10百万円以上の差異、すなわち不用額が発生した事業は、Smart Itami推進事業、日本遺産認定記念「GoTo伊丹キャンペーン」事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業等がありますが、これらは令和3年度に繰り越して事業を実施することとしています。

減額補正又は繰り越しを行っていない事業のうち差異が大きかった事業は、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金事業のほか、高齢者インフルエンザ予防接種無償化事業や、休校に伴い夏休み期間中の開校時に係る光熱水費の掛かり増し経費を措置した学校園管理運営事業となっています。

総合政策部長辻本彰子

私からは、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる、市単独事業の選定の理由と成果」と「公共施設マネジメント」及び「都市ブランド・観光戦略」についてのご質問にお答えします。

まず、「市単独事業の選定の理由と成果」についてでございます。

コロナ禍において、刻々と状況が変わるなか、市民の命と健康を守ることを最優先に感染拡大の防止対策、市民の生活や雇用の確保、事業継続の対策など新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業を行ってきました。

令和2年度で実施しました新型コロナウイルス感染症対策にかかる市単独事業としましては、妊婦や介護施設へのマスク配布、スポーツ団体への感染症対策支援、避難所における感染症対策、バス事業者への感染防止対策補助、救急隊員等感染防止資器材の整備などの感染拡大防止策を実施するとともに、新生児特別定額給付金事業や教育現場の支援、経済対策や事業者支援、行政のデジタル化の推進、交通事業会計及び病院事業会計への補助などを実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策は、全国的な感染状況や感染拡大に伴う市民生活、社会経済活動への影響を踏まえ、国や県が実施しているところですが、市民、事業者からの相談や、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関からの情報収集などから、本市独自の課題が生じた場合には、事業の必要性、有効性、効率性などを総合的に検討し市単独事業として実施しており、国や県が行われた事業

とあわせ、市民のニーズや本市の実情に沿った、きめ細やかな新型コロナウイルス感染症対策が図られたものと考えております。

次に、「公共施設マネジメント」についてでございます。

まず、公共施設マネジメントの進捗状況についてですが、平成28年2月の「伊丹市公共施設再配置基本計画」の策定に続き、平成28年4月には「伊丹市公共施設マネジメント基本条例」が施行され、これまでの間、野外活動センターの廃止をはじめとして、民間の技術やノウハウの活用、施設の機能移転や複合化・集約化、そしてライフサイクルコストを縮減する長寿命化といった様々な手法により公共施設マネジメントに取り組んできたところです。

一方で、時代ニーズや社会情勢の変化に伴い、必要となった施設を新たに整備したことや、行財政改革の一環として取り組んだ第三セクター等の解散に伴って市所有の公共施設となったものなども含めて、現状においては、総延べ床面積は平成22年度比で約3.4%増加しています。

施設マネジメントの目的は、公共施設の量と質の最適化により、安定的で持続可能な行財政運営を図るものでございますので、公共施設マネジメント基本条例が施行され5年が経過したことや、先ほど申し上げました総延べ床面積の増加も踏まえ、今年度から2か年をかけて総量規制の目標値などの妥当性の検証を行い総合管理計画の見直しを進めることとしています。

また、個別の施設において現在取り組んでいる事業といたしましては、鈴原小学校区の共同利用施設の再編で鈴原幼稚園跡地に地域活動拠点を整備する計画や、若松団地跡地に民間保育所と伊丹小学校区の地域活動拠点を複合施設とする計画を進めているところでございます。

次に、「市民、議会、行政一体の推進」について、お答えします。

伊丹市公共施設マネジメント基本条例では、公共施設マネジメントの推進に当たっては、市、市民、事業者等が連携し、及び協働して取り組むことを基本理念の一つとしています。

また同条例第4条においては、市民に対し、公共施設の現状及び公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく周知するとともに、市民との熟議により公共施設マネジメントを推進するよう努めることを市の責務としています。

議員ご指摘のとおり、公共施設マネジメントの推進にあたって、市民との熟議及び市民との情報共有を図ることは、きわめて重要であると考えます。今後も、条例の基本理念にのっとり、施設の再編が市民生活に与える影響に十分配慮しながら、計画的に公共施設マネジメントを推進してまいります。

最後に市有財産の有効活用について、お答えします。

公共施設の用途廃止後の跡地など市有財産の扱いについては、当該施設の用途廃止を計画・実行する過程において、売却・貸付・その他の活用方法を中長期的かつ経営的な視点から検討しています。

その結果、将来的な行政目的を実現するための利用計画が無く、公有財産として所有する必要性が無い財産は、維持管理経費の節減や、売却によって得られる利益、固定資産税収入による財源の確保のため、民間への売却処分することを基本としています。

一方、売却が困難な財産や、将来の事業用地で当面の間は未利用となる財産などについては、短期的な使用許可や貸付契約など民間ニーズに適合した多様な手法により、市民負担の軽減や財源の確保に繋がる効果的な資産活用を進めています。

次に、「都市ブランド・観光戦略」についてでございます。

まず、日本遺産の取組につきましては、昨年6月の認定以降、8月には「阪神間日本遺産推進協議会」を設立し、日本遺産となった歴史・文化のストーリー「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」を伊丹の新たな都市ブランドとして、本市の広報紙、ホームページ、SNSなどの広報媒体を通じて市内外に情報発信をまいりました。

本市で開催される日本遺産関連の講座において本ストーリーを紹介するリーフレットの配布を行うとともに、市内の酒造会社の販売所及び大型商業施設などにリーフレットを配架したほか、ポスターの掲示や、のぼり・横断幕の掲出を行いました。また、伊丹酒造組合と灘五郷酒造組合に加盟する酒蔵のガイドブックである『パ酒ポート「伊丹・灘五郷」日本遺産認定記念特別版2021』の出版と販売などに取組み、認定された当該地域の知名度の向上に努めました。さらに、テレビ、新聞、ネットニュース、情報誌、ラジオ等のマスコミにも多数取り上げられたことにより、日本遺産の認定を市内外の皆さまにPRすることが出来ました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は国内外の観光産業へ大きく影響したことからインバウンドの需要が消え、国内でも大人数となる集会や飲食を伴うイベントなどが、中止や延期、規模の縮小、オンライン開催への変更などを余儀なくされる状況となったことから日本遺産を本市の観光コンテンツとして活用し交流人口の増加を図るには至りませんでした。

今年度は、ワクチン接種の進展等による社会経済活動の緩和も期待されることから、当初計画しておりました各種イベントの実施については困難な面もございますが、広く日本遺産を語る事が出来る人材育成を目的として、対象を地域のガイドのみに限らず、清酒関係者、構成文化財の関係者、博物館関係者などが、日本遺産に関する知識を習得できるようにオンデマンドで受講可能な体制を構築する準備を進めております。多くの方が知識を得て、その知識を他人に伝えることで誘客推進とリピーターの創出に繋げていきたいと考えております。

また、郷土への愛着が育まれるよう、市内の小学生を対象に楽しみながら日本遺産のストーリーを知ってもらう出前講座の実施や、高校生を対象に地域の文化財や酒造会社を主体的に調べ、日本遺産

をPRする動画作成の体験機会を設ける予定です。日本遺産の普及において、まずは知って頂くことが重要であり、そのために興味を掻き立て、一人ひとりの心を掴み、楽しみながら学べる内容の講座を構成5市のそれぞれにおいて開催します。その他、域内に点在する日本遺産関連施設を周遊するモデルコースを域内の大学と連携して企画、造成します。造成されたモデルコースは、誘客促進に活用することを検討しています。

来年4月には、構成文化財に含まれる「旧岡田家住宅・酒蔵」が（仮称）市立伊丹ミュージアムとしてオープンすることから、来訪された方に「清酒発祥の地 伊丹」の歴史にいきなり、日本遺産のストーリーを分かり易く紹介するエリアを整備してまいります。

また、兵庫県におきましては、本年5月に「兵庫五国の日本遺産ネットワーク会議」を設立されました。全国で最多となる9件の日本遺産がある強みを生かし、県内外の交流人口の増加に資する取り組みを推進し、本市も含めて、各地域の主体的・継続的な活動を支援するとされています。本市といたしましては、来訪者の増加と地域活性化につなげるため、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながらではありますが、まずは県内のマイクロツーリズムから取り組み、県内の9つの日本遺産の一体的・広域的な取組みを強く推進していただくことを兵庫県に対し要望しているところです。

次に都市ブランドに関しますご質問にお答えします。

本市は、通勤、通学や買物など日常生活の利便性に優れていることに加え、歴史・文化・自然などの自然資源の潜在価値が高いことから、市民力・地域力によって、多様な形で特色あるまちの魅力が育まれてきました。また、安全・安心見守りネットワークの整備や、教育や子育て支援の充実など、時代のニーズに沿った施策を展開することで、「住みたい」、「住み続けたい」と感じていただける良好なまちのイメージを醸成し、「選ばれるまち」を目指してまいりました。

そして、本市の魅力を多くの人に知っていただき、本市に「住みたい」と思っていたくために、引越を検討されている子育て世代を主な対象として、市の魅力を紹介するためWEBを活用したリスティング広告の掲載や市内の住宅開発や販売を行う不動産事業者との連携で当該物件の見学者に向けたPR動画のVR体験やPR冊子の配布などの情報提供を行いました。また、PR冊子につきましては市内大型商業施設や空港など他市からの来訪者の多い場所に配架するなど、行政だけでなく民間事業者とも連携して本市に対する信頼や好感を市内外から得るためのシティプロモーションとして展開してきたところです。

さらに、市民のみなさまに「住み続けたい」と思っていたくできるように伊丹大使の活躍やイベント情報など、本市の魅力を改めて感じてもらうためにSNSや広報紙を活用した情報発信にも努めてきました。その結果、令和元年度に実施した市民意識調査において、伊丹市は「住みやすい」、伊丹市に

「住み続けたい」と回答いただいた市民の割合は、それぞれ過去の調査結果で最も高い86%と87.6%であり、本市の各施策が市の魅力として市民に周知され実感していただいている結果と考えております。

しかし、さらなる市の発信するシティプロモーションの展開においては、より市民目線が必要ではないかとの課題認識を踏まえて、今年度は民間事業者が主体となった官民連携体制で本市の魅力を紹介する新しい市のPR冊子を作成しております。また、新しいPR冊子では、市民の皆様に子育て環境の充実や本市の魅力を紹介してもらい、市民目線での「伊丹のいいところ」をコンセプトにしております。

本市といたしましては、今後も官民で良好な連携関係を築きながら、魅力ある情報を発信し、「住みたい」、「住み続けたい」と感じていただける「都市ブランド」に向けて良好なまちのイメージの醸成に取り組んでまいります。

新型コロナワクチン接種推進班長大橋吉英

私からは、「新型コロナワクチン接種について」数点のご質問にお答えいたします。

まず、「ワクチン接種のスケジュールの進捗状況」についてですが、これまでのワクチン接種への取り組み内容といたしましては、本年1月より伊丹市医師会とワクチン接種体制に係る協議の場を設け、実施方法等について情報共有と検討を重ねてまいりました。

市民への接種につきましては、4月12日に高齢者施設の入所者から開始し、5月10日からは市内3カ所の集団接種会場を、同月25日からは個別医療機関において接種を開始いたしました。

また、接種を希望される高齢者の接種予約が一定進んだ6月7日から64歳以下の方への接種券を順次送付し、6月中には16歳以上の方全員が予約を取り、順次接種していただける状況となりました。

7月1日には4つ目の集団接種会場となる伊丹中央接種会場を開設したことにより、個別医療機関と集団接種会場を合わせると1日で最大約2,700人程度が接種できる体制を整備したため、7月下旬には12歳以上の接種対象者全員が予約を取っていただける状況となりました。

しかし、8月以降は全国的にファイザー社製のワクチンの供給量が大幅に減少したことから接種体制をワクチンの供給量に見合った状態にまで縮小せざるを得なくなり、集団接種会場のうち阪神北広域こども急病センターと伊丹スポーツセンターの2会場については8月24日をもって終了いたしました。

現時点においてはワクチンの供給量に応じた接種体制で取り組んでおりますが、9月14日までに

は122,368人分の予約を受け付けていることから、全市民のうち約60%の方が接種していただける状況となっております。

8月以降ワクチンの供給量は減少しましたが、職域接種や国・県による大規模接種会場の設置など自治体以外での接種も進んだことから、当初の予定通り、接種を希望される方については11月末までには接種が完了する見込みとなっております。

また、8月26日からは市内学校園等施設に勤務する職員に対して優先枠を、8月31日からは里帰り中の方を含む妊婦とそのパートナーに対しても優先枠を設定し接種を行いました。

次に、「本市が他自治体より比較的早く接種を進められている要因」についてですが、まず1つ目としては、早期から医師会と情報共有し、連携して接種体制を構築してきたこと、2つ目は、限られた情報から予測して会場の確保やワクチンの手配を早期に対応してきたことであると考えております。

1つ目の医師会との連携についてですが、本市では昨年11月から伊丹市医師会へワクチン接種に係る情報提供をし、本年の1月からは、複数回にわたり医師会役員と協議を重ねることで、当初から接種計画全体の規模や方向性を共有し、集団接種会場への出務や、各医療機関においてかかりつけの患者以外の市民への接種を受け入れていただく協力を得ることができました。

また、個別医療機関の予約管理についても市の予約管理システムにより一括して対応することで医療機関の負担軽減を図ったことも、多くの医療機関が個別接種を引き受けていただく結果につながったと考えております。

2つ目の予測に基づく早期の対応についてですが、接種計画を立て接種規模を把握した段階で常設の集団接種会場を複数設置することが必要と判断し、早期から長期間の会場使用について関係機関と調整し確保したことや、ファイザー社製のワクチン供給が減少することが見込まれた時点で、これまで使用していなかった武田／モデルナ社製のワクチンを追加するなど、今後の見通しを立て、早期に判断し対応してきたことも、円滑に接種を進めることができた要因と考えているところです。

次に、「年齢階層別の接種率」についてですが、9月12日時点で2回目まで接種された方の接種率は、65歳以上が88.3%、60歳から64歳が80.7%、50歳代が67.8%、40歳代が56.2%、30歳代が41.5%、20歳代が34.6%、12歳から19歳が14.0%となっております。

次に、「若い方のワクチン接種の推進についての見解」についてですが、若い世代であれば感染しても重症化しにくいと言われておりますが、入院治療されている方もおられることや、ワクチンの有効性は治験によると約95%の発症予防効果が確認されていることなどから、若年層にも積極的に接種を検討いただくことが重要であると考えます。しかし、ワクチン接種には副反応をとまなうこともあ

り、接種後の症状を不安に思い接種をためらっている方もおられることから、広報伊丹やホームページでワクチン接種に係る情報を広く周知してまいりました。これまでの取り組みに加え、9月初旬には12歳から39歳の市民で1回も接種されていない方に対して個別勧奨のハガキを送付し、現在の感染状況やワクチンの副反応と有効性について正しい情報を提供することで接種に対する不安を軽減できるよう取り組んでおります。また、土日は平日より予約枠を増やすなど、働いている方や学生が接種していただきやすい環境整備にも取り組んでおります。

今後も引き続き広報伊丹や市ホームページなどでワクチン接種に関する正しい知識の普及に取り組むことで接種への不安を解消することなど、多くの若年層の方が接種していただけるように取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

健康福祉部長大橋吉英

私からは「新型コロナウイルス感染症対策について」のご質問の内、「市内の医療体制とコロナ感染症患者の対応状況について」の数点のご質問にお答えいたします。

まず「市内医療機関で、どのような相談や治療、検査が可能なのか」についてのご質問ですが、発熱等があれば、まずは地域の医療機関であるかかりつけ医に電話で相談していただき、かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は伊丹健康福祉事務所が開設する「発熱等受診・相談センター」や土日祝日を含む24時間受付の「新型コロナ健康相談センター」に電話で相談するよう案内しています。

相談後、市内の「発熱等診療・検査医療機関」へ受診することで適切な診療や検査を受けることが可能です。

また、医療機関が患者からの電話等により診療等の求めを受けた場合、医療機関の医師は電話や通信機器を用いた診療により、初診から診断や処方をして差し支えないとされていることから、市内の一部医療機関においては、電話診療で初診からの診断や処方対応をされているところ です。

次に、「兵庫県が行う入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保に対する対応状況」についてのご質問ですが、兵庫県は新型コロナウイルス感染症に係る対処方針に基づき、重症対応142床、中等症931床、軽症284床の計1,357床を確保しているところです。

なお、兵庫県は新規感染者数に応じて必要とされる病床・宿泊療養の体制を見直すこととしておりますが、運用に際しては、感染急増のスピードに対応するため、段階的な運用に拘らず、状況に応じて対応することとしていることから、本市といたしましては適切に病床確保が図られているものと認識しております。

次に、「本市の自宅療養者の状況」についてのご質問ですが、本市の感染状況等を所管する兵庫県の

方針により市内感染者数を除き非公表となっているため、本市の自宅療養者数の状況は不明ですが、兵庫県が公表している本年9月11日時点の兵庫県全体の自宅療養者数は3,419人となっております。

次に「自宅療養者や、入院・宿泊療養施設への入所を自宅で待つ陽性者に対する支援状況」についてのご質問ですが、自宅療養者や入院・宿泊療養調整等の方への支援状況としましては、高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方に対し、伊丹健康福祉事務所の保健師が毎日、家庭訪問を行い継続的に支援しています。

さらに、必要に応じて、酸素吸入装置の活用や、医師による往診等を行い、症状悪化時は、CCC-hyogo（新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）も活用して入院へ移行させています。

また、兵庫県が自宅療養者及び入院・宿泊療養調整中の方に5日分の食料品や衛生資材等を配布するとともに、自ら脈拍数と血中の酸素飽和度を測定できるパルスオキシメーターを貸与しています。

感染患者の急増により、伊丹健康福祉事務所から本市へ、早急にパルスオキシメーターが必要な自宅療養者等に配達依頼があったことから、本年8月27日より、市健康政策課職員が自宅療養者宅まで、パルスオキシメーターを配達する支援を行っています。

病院事業管理者中田精三

私からは、市立伊丹病院に関する2点のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、「地域中核病院である市立伊丹病院の対応状況」についてでございますが、当院は兵庫県より、新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定されており、病棟の施設整備状況や病床数、医療従事者の体制を考慮し、一定数の新型コロナウイルス感染症の入院患者を昨年から受け入れております。

また、当院での入院治療は、中等症Ⅱまでの患者に対する投薬治療やネーザルハイフローによる酸素投与などを行っており、患者の症状に応じて、新しい治療である抗体カクテル療法も取り入れております。なお、ECMO及び人工呼吸器の装着が必要な重症度の患者は、当院では受け入れておらず、他の医療機関で治療していただくことになります。

今後も、引き続き、安全に安心して医療提供が行えるように地域の基幹病院として新型コロナウイルス感染症患者の対応に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「放棄債権について」でございますが、議員ご案内のとおり、伊丹市病院事業使用料および手数料条例に基づき、令和2年度中に放棄しました債権の件数は125件で、放棄した債権の額は、2,

514, 302円でございます。放棄した債権の詳細については、条例第5条第1号で規定している「当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき」に該当するものと判断し、放棄した債権は112件、2,362,947円、条例第5条第2号で規定している「債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないとき」に該当するものと判断し、放棄した債権は13件、151,355円となっております。

条例第5条第3号で規定している「債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合もしくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合または相続人が存在しない場合において、その相続財産の価値が強制執行をした場合の費用ならびに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき」に該当するもの及び、条例第5条第4号で規定している「破産法、会社更生法、その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」に該当するものと判断し、放棄した債権はございません。

また、債権放棄の件数や金額は、年度ごとに増減はあるものの、医業収益に占める割合は、例年ほぼ一定となっており、0.01%から0.02%となっております。

次に、未収金に対する徴収の取り組みと債権管理の流れとしましては、平成18年度から未収金担当の専属職員を配置し、電話での督促をはじめ、高額療養払いなどの各種保険制度の案内、無保険者に対する保険加入の指導や生活保護制度の案内など支払いへの負担をできるだけ軽減するように努めるとともに、分納相談にも積極的に応じるなど、患者が安心して医療が受けられるよう配慮しております。

また、当院の地域医療連携室のメディカルソーシャルワーカーと連携し、緊急入院された患者のスクリーニングを早期に実施し、入院当初から介入する事で未収金の発生防止に努めております。

債権管理の流れとしましては、電話での督促と併せて、2か月後に通知文書を送送し、支払いの約束が取れない方には、その1か月後に督促状、6か月後に催告状を送送しております。さらに発生から1年を経過しても回収に至らない債権に関しましては、弁護士事務所に回収を委託しております。

引き続き未収金が発生しないよう、また、発生しましても債権放棄に至らぬように、各種制度の案内などの取り組みと弁護士委託を併せて努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

こども未来部長大野浩史

私からは、「公共施設マネジメント」についての御質問のうち、「野外活動センターのその後」と「子育て支援」に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、「野外活動センターのその後」についてでございますが、伊丹市立野外活動センター改め「神戸三田アウトドアビレッジ TEMIL」が、平成30年4月1日にグランドオープンして以降の施設の利用者数といたしましては、平成30年度から平成31年度にかけて年間1万人前後で推移していたところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、2割程度減少したとお聞きしております。令和3年度の8月31日現在では、令和2年度の年間利用者数を上回っているとのことでした。

また、「TEMIL」の利用者数における本市市民の割合といたしましては、本市の転地学習が廃止されたこともあり、概ね5パーセントで推移しているとのことでございます。

野外活動センターの資産譲渡にあたっては、議員ご案内のとおり、本市市民の野外活動を推進するため施設の維持管理を10年間継続する旨の特約を譲渡契約に付しております。

この特約に則り、譲渡先である一般社団法人プラス・ネイチャーは、そのノウハウを生かした特徴的な事業展開を図ることにより、広く関西圏から利用者呼び込むとともに、本市市内を所在地とする団体等の利用に対し、割引料金を設定していただくなど、本市市民の需要喚起も図っていただいているところでございます。

平成29年度から、本市では「TEMIL」における市民の野外活動推進の一環として、一般社団法人プラス・ネイチャーへの委託事業「ぼうけんの森キャンプ」を実施し好評を得ておりますが、こうした実績を積み上げつつ、「TEMIL」の本市民の利用状況についても注視してまいりたいと考えております。

次に、「子育て支援」についてでございます。

本年5月からの待機児童数は、5月が208人、6月が236人、7月が279人、8月が324人、9月は375人となっております。なお新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け申請者が減少した昨年9月の待機児童数は334人でしたので、本年9月は昨年同月より41人増加しております。

次に、乳児保育に特化した保育所の誘致策についてのご質問にお答えいたします。本年4月の入所保留児童151名のうち0歳児から2歳児が121人と約8割を占めており、乳児の保育需要への対応は待機児童対策において重要であると認識しております。保育所用地の確保等が支障となっている場合にあつては、0歳から2歳児を対象とした地域型保育所を進めるのは待機児童対策として効果があると認識していますが、地域型保育所は3歳児以降の保育を提供する受け皿や連携施設を確保する必要があること、入所から就学まで同一施設に通わせたいという保護者ニーズが一定数あること等を考慮すべきであると考えており、現在のところ0歳児から5歳児が入所できる保育所を誘致しており

ます。

次に、私立幼稚園との連携も含めた既存保育所の定員余力の活用についてお答えいたします。

私立幼稚園との連携については、本市では公立幼稚園の園児募集に際して、私立幼稚園の市内配置図や入園募集人数、応募方法等を広報伊丹に掲載したほか、窓口などで保護者の方に保育所をはじめとした施設を説明する際に私立幼稚園等についても情報提供することにより、すべての子どもの保護者をご家庭や通園の状況等を踏まえ、公私立を問わずに就学前施設の希望先を検討できるよう努めています。

既存保育所の定員余力の活用については、保育士の確保が困難なことが課題であると認識しており、施設に状況をお聞きしたうえで、効果的な保育士確保策を実施する等により、通年の待機児童対策に資するべきと考えています。

議員ご提案の内容は、本市が待機児童対策として進めている保育所の定員拡大策と、保育士確保の支援策についての手法の一つであると認識しており、ご提案内容を含め待機児童の解消に向け更に効果的な手法を検討して参りたいと考えております。

次に、民間保育所誘致による定員拡大は中長期的に見て通年の待機児童解消に有効なのかについてお答えいたします。全国的な状況と同じように、本市においても、子どもの数が減少傾向である一方で、女性の就労率が上昇すること等の要因により、保育所ニーズは増加しており、「第2期伊丹市子ども子育て支援事業計画」では、令和6年度までは保育所ニーズは増加するとしております。今後とも国等が示す長期的な保育ニーズの推移を注視するとともに、必要に応じて保護者ニーズの把握に努め、可能な限り将来の保育ニーズの動向を見通してまいりたいと考えています。

最後に、保育人材の確保状況についてお答えいたします。各事業の令和元年度と令和2年度の利用者数の推移を申し上げますと、「保育人材就職促進事業」は令和元年度24名から令和2年度22名に、「保育人材あっせん手数料補助事業」は令和元年度10名から令和2年度18名に、「保育士等宿舍借上支援事業」は令和元年度36名から令和2年度が38名になり、各事業の利用者数の合計は令和元年度70名から令和2年度78名へと8名増加しました。こうした民間保育所が必要な保育士を確保できるよう支援すること等により、阪神間で唯一となる5年連続の年度当初の待機児童ゼロを達成できたものと認識しております。今後とも民間保育所から希望する保育士確保策等をお聞きするとともに、他市の事例等を参考に、効果的な保育士確保策を検討してまいりたいと考えております。

上下水道事業管理者柳田尊正

私から水道事業における「水道料金の放棄債権について」のご質問にお答え致します。

伊丹市水道事業給水条例に基づき、令和2年度中に放棄しました債権の件数は825件で、放棄した債権の額は、3,589,511円でございます。放棄した債権の内訳については、条例第47条第1号で規定している「当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき」に該当するものと判断し、放棄した債権は252件、701,228円、条例第47条第2号で規定している「債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないとき」に該当するものと判断し、放棄した債権は485件、1,797,193円となっております。

条例第47条第4号で規定している「破産法、会社更生法、その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」に該当するものと判断し、放棄した債権は88件、1,091,090円となっております。

また、債権放棄の件数や金額は、年度ごとに増減はありますが、水道料金収入に占める割合は、例年ほぼ一定となっており、0.1%前後となっております

次に、近隣市と比較した場合についてですが、平成28年度から令和2年度までの調定額に対する令和3年3月末現在の収納率で比較しますと、阪神7市1町の平均収納率は、97.45%となっているのに対し、当市は、99.62%と近隣市に比べ高い収納率となっております。

続きまして、2点目の「未収金に対する徴収の取り組みと債権管理の流れ」についてですが、上下水道局では、「伊丹市上下水道局債権管理マニュアル」を整備し、債権に関して納期限内における納付の推進を積極的に行うとともに、未収債権に対しても、公平性・効率性の観点から、早期に債権回収に着手するなど、法令に基づく適正な債権管理業務に努めております。

具体的な取り組みとしましては、納期を過ぎても支払の無い方に、督促状、催告書、給水停止予告書等を送らせていただき、納付されない方には、給水停止執行書を持って訪問させていただきます。その際は、「伊丹市暮らし・相談サポートセンター」の案内を持って行くとともに、支払相談には、常時対応するようにしております。それでも、納付期限内に支払われない方については、給水停止を行います。

また、滞納が続く方に対しては、個別対応しながら、必要に応じ支払督促、債務名義の確定をするなど、未収金の回収に努めております。

今後におきましても、未収金が発生しないように自主的納付を推進するとともに、未収金が発生した場合は、支払相談を行う中で、各関係部局等と連携しながら、全額回収に向け適正な債権管理を行って参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

学校教育部長早崎潤

私からは、学校教育に関するご質問にお答えいたします。

1つ目の「不登校の状況と不登校対策支援員配置事業」についてですが、コロナ禍による約3カ月の臨時休業から1年以上が経ちます。今回の緊急事態宣言や変異型ウイルスの出現等により、教育現場は引き続き大きな影響を受けており、小中学校の不登校数は全国的にも増加傾向にあります。

「今年度上半期の不登校児童生徒の状況と増加要因」についてですが、伊丹市においても、令和2年度における不登校児童生徒は令和元年度と比較して大幅な増加が見られ、今年度の上半期も、このような傾向は続いている状況です。その増加要因として、感染不安や、昼夜逆転等による生活習慣の乱れ、親の失業等による家庭環境の変化等、新型コロナウイルス感染症が大きく影響していると分析しております。

次に「不登校対策支援員配置事業を、長期的、継続的な事業とすることへの見解」についてですが、支援員の配置は、限られた教育予算の中で、今、早急に対策を講じなければ、恒常的にこのような状況が続くと考えており、緊急的な措置として実施するものです。長期化しているコロナ禍においては多くの児童生徒がストレスを抱えており、心の安定を図る必要があります。今回は、今年度末までの事業として実施しますが、様々な要素が複雑に絡み合った不登校という困難な課題に対して、継続的に、学校と家庭、関係機関が連携し、対策を強化することが大切であると考えております。そのため、組織の一員としての支援員の配置によって体制を強化し、今後の不登校対策に活かすための方策の糸口を掴み、継続的な支援に活かしたいと考えております。

今回の配置によって、一人でも多くの児童生徒が登校し、友達や先生と学ぶ喜びを感じられるよう努めてまいります。

次に、ICT教育の進捗状況とオンライン授業の推進についてお答えいたします。

学習指導要領では「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を図り、情報活用能力の育成を目指すために、情報教育及び教科等の指導におけるICT活用の充実について示されております。

本市における「ICT教育の進捗状況」につきまして、各学校では昨年度「GIGAスクール構想」にて整備した1人1台のタブレット端末を個別学習、一斉学習、協働学習のそれぞれの場面に応じて活用することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めているところです。

個別学習では、調べ学習を行ったり、1人1人の学習進度や到達度に応じた学習指導等に用いることで、個々の学びを把握し、個別の指導に生かしております。

一斉学習では、授業支援システム等を活用し、課題の配布・回収や、プレゼンテーションアプリにより発表を行ったりすることで授業の効率化が図られ、教室等での一斉学習の改善が進んでおります。

協働学習では、グループ学習等にタブレット端末を用いることで、他者の考え等を共有することにより、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出していくことや、多様な意見との合意形成を図ることなどを通して自らの考えを深める授業を実践しているところです。

また、学習だけではなく学校行事や児童生徒会活動等でもタブレット端末を活用することで教育活動の充実を図っております。このような取組を通して、子ども達の「知識・理解の習得」、「思考力・判断力・表現力の育成」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」の3つの資質能力の育成が図れるよう、ICT教育についての研究実践を進めております。

一方で、タブレット端末をいつでもどこでも使えるようにすることで、子ども達のICTを活用する力の向上が図られます。そのため、子ども達がタブレット端末を家庭でも活用できるように持ち帰りを実施しており、主体的に学びに向かう姿勢の育成を図っているところです。

次に、「オンライン授業の推進」につきまして、ICTを活用したオンラインによる授業は、時間や距離の制限を越えた学習を実施することができます。

平常時であれば、多様な人材を活用してオンラインで繋がることで教室だけでは体験できないような学習を進めることができます。例えば一部の学校では、トライやるウィークの一環として、事業所と学校をオンラインで繋いで講演いただいたり、他校にいるALTと繋ぎ、英語の授業を行ったり等、遠隔による取組を進めております。

また、緊急時においては、令和3年8月27日付け教育長通知「緊急事態宣言発令期間中の教育活動等の実施について」に基づき、コロナ感染症による学年・学級閉鎖で登校できない場合は、オンラインを活用して健康観察を行ったり、課題の配布や回収をしたり、Web会議システムを用いて学級活動やオンライン授業を行ったりしています。また、濃厚接触等により自宅待機を余儀なくされた子ども達に対しては、必要に応じてWeb会議システムを活用して授業を配信する等、子ども達とのつながりや学びを止めない取組を進めているところです。

夏季休業中には、全学校でタブレット端末を持ち帰り、学校から配信された課題をオンライン上で提出したり、生活記録等をタブレット端末を使って記入したりするなど、各学校が必要に応じて、工夫した取組を進めました。

オンラインでの授業実施にあたり、子ども達が学びを進めやすい方法や内容、家庭での学習環境等の課題はありますが、まず子ども達の学びを止めないことを大切にし、工夫改善を積み重ねながら、オンラインによる授業等の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後もICTを効果的に活用して、子ども達の学びを充実させていくよう努めてまいります。

次に、中学生の進路状況と進路指導についてですが、まず、本市の中学生の進路状況は、令和2年

度は、卒業生1,638人の64.3%にあたる1,054人が全日制の国公立高校に進学しました。また、22.5%にあたる369人が私立全日制高校に、12.5%にあたる205人が定時制・多部制・通信制の高校に進学しております。高校への進学者数は、1,628人で、卒業生の99.4%でした。

議員ご案内のとおり、平成27年度入試から学区が再編され、受験可能な学区が広がりました。令和3年(2021年)3月にまとめられた「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会報告書」において、通学区域の再編により、「旧学区を超えて集まる中学生が交流し、相互に影響しあうことにより、社会性や規範意識の向上など、人格形成の面においてこれまで以上に効果があった」「オープン・ハイスクール等により、中学生が、特色を考慮して高校選択するようになった」等の評価がまとめられました。このように、公立高校への進学において、それぞれの希望に合わせた幅広い、多様な進路選択がなされるようになっていきます。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、中高生の進路選択においても、各高校及び大学によるオープン・ハイスクールや説明会等が中止や縮小となり、生徒が高校や大学の様子を実際に見る機会が少なくなるなど、影響がございます。

次に、中学生の進路決定に向けた進路指導体制としましては、コロナ禍以前より、各中学校で、校長をはじめ、第3学年を担当する教員で進路指導委員会を組織しております。学級担任が一人で進路指導を行うのではなく、進路指導担当教員を中心とした組織的な対応を行っており、生徒一人ひとりについて、多面的に進路指導を行っております。

また、各中学校の取組として、進路決定に至るまで、希望調査や相談を複数回実施し、生徒の意思や保護者の願い等の把握に努め、生徒が自分自身にとって最適な進路が選択できるよう支援しております。

今年度も、緊急事態宣言下において、オープンハイスクール等の中止や延期が相次いでおります。各中学校では、昨年度の経験をもとに、各中学校主催の進路説明会をオンラインで開催したり、その内容を学校ホームページで動画配信したりするなど、工夫を凝らして情報の発信を行っております。また、生徒自身がタブレット端末を活用して、高校の情報を収集する授業を実施するなど、多様な選択肢がある中、生徒が主体的に進路決定を行うための指導を行っております。

今後も、生徒一人ひとりが多様な選択の可能性があることを理解し、自らの進路を主体的に選択する能力・態度を育成するための進路指導を充実して参ります。

自動車運送事業管理者増田平

私から市営バスに関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「安全運転や接客改善の取組み」についてでございますが、バス事業におきましては、お客様の安全確保が最優先となりますことから、「安全運転」については常に高いレベルでの対策を講じております。また、乗務員の接客につきましてもお客様サービスの観点から重要な要素であると考えており、これまでも、交通局の顔として現場の最前線でお客様と接する乗務員には、業務のスキルアップを図るための各種研修を実施しているところでございます。

このうち、安全運転に係る指導につきましては、車内事故防止等の周知徹底、安全教育及び安全研修、事故惹起者に対する安全運転指導教育、関係機関と連携した各種研修などを行っております。これらの研修効果でございますが、平成26年度の有責事故件数39件を基準年度として定めた、第3次アクションプラン及び行政評価の平成28年度から令和2年度までの目標件数をすべてクリアしており、特に最終年度の令和2年度においては、目標件数27件のところを14件と大幅に改善しており、一定の研修効果があったものと考えております。

次に、接客等に係る指導につきましては、お客様に気持ちよく市バスをご利用いただけるよう、すべての乗務員に接客研修を計画的に実施するとともに、マイクの活用状況を添乗観察により把握し、その結果に基づく乗務員の指導と、指導後の改善確認を繰り返すといった取組みを実施しております。また、その実施状況を検証するために、通勤通学などで市バスをご利用いただいているお客様に市バスモニターとなっていただき、乗務員の言葉づかいは丁寧か、運転はスムーズかなど、調査を行っていただいております。この調査結果の内容、分析を通して、乗務員の指導・教育を行う際の参考として活用するとともに、利用者サービスの一層の向上・改善を図っているところでございます。

乗務員の接客等につきましては、令和2年度に実施しております「市バス巡回モニター調査」の結果におきまして、乗務員の接客等に関し、「一人ひとりに笑顔であいさつ」「丁寧なアナウンスであった」との良好な評価をいただいた件数が、令和元年度は79件、令和2年度は96件ございました。また、「無愛想で威圧的であった」「話し方の印象が少し悪い」との改善評価をいただいた件数は、令和元年度は21件、令和2年度は15件となっており、着実に改善が見られておりますものの、いまだ十分な状況に達していないと認識しております。今後は今年度からのドライブレコーダー更新により画像等がより鮮明となることから、効果的に接客研修にも活用して全体のレベルの底上げを図りたいと考えています。

交通局では、乗務員の「運転操作」と「接客」と言ったサービスが、バス利用の満足度に大きな影響を与えるものと考えております。特にバス利用の満足度に関しては「接客サービスの質」は重要であり、現在のように厳しい状況にある時こそ「ピンチをチャンス」と捉え、お客様にとって心地の良

い運転や接遇を続け、今後の需要の早期回復につなげるためにも、安全運転に加え接客サービスの向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、局を挙げて、市営バスのサービスレベルを様々なかたちで向上させてまいります。

次に、一般会計からの補助金3億円の効果についてですが、当該補助金につきましては、コロナ禍による乗客数の大幅に減少する状況において運行の維持・継続に要した経費のうち、減便等の経費削減による企業努力で対応出来なかった部分を補助するものとして一般会計から繰り入れて頂いたものでございます。会計上の処理といたしましては、収益的収支の収入、他会計補助金のうち「市バス運行支援金」として計上しております。また、その効果についてですが、この3億円の繰入れにより、コロナ禍による減収分をほぼ相殺することができ、純損失の圧縮を図ることができたことから、令和2年度予算でお示ししておりましたとおり、主に減価償却費の増嵩による赤字額の範囲内で着地することができました。

次に、第4次アクションプランの進捗状況及び、出資金5億円を踏まえたコロナ禍における経営維持・戦略と財政基盤強化、経営基本の「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の推進、今後の操出基準外の補助金についてお答えいたします。

まず、5億円の出資については、新型コロナウイルスの影響による減収が当面続くことを見据え、今後も安定的に市バスサービスを提供していくために財政的基盤を強化することを目的としたものでございます。資本の増強を図ることで手元資金を手厚くし、今後想定されるコロナ禍による厳しい経営環境においても安定的な事業運営を可能とするものです。現在、策定中でございます「第4次アクションプラン」のように中長期的な展望に立って事業計画を立案し、自律的な経営を行っていくとの趣旨に沿うものであり、安定的な事業計画を進めるにあたって大きな意味を持つものと考えております。また、議員ご案内のとおり、公営バスは「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」という相反する命題のもとでの経営が要求され、福祉、環境、まちづくり施策との連携と効率的な事業運営を両立しなければなりません。そのためにも持続可能な経営体質を確立することが基本であると考えております。

「伊丹市交通事業経営戦略」はそのような認識のもと、平成27年度に公営バス事業者としてその経営を維持できるよう、中長期的な視点に立った投資・財政計画に基づく戦略的な経営を推進していくために、重点的に取り組むべき施策を定めたものでございます。

「第4次アクションプラン」におきましては、これまでのとおり、公共性・公益性と経済性の両立といった困難な課題を克服しつつ、市全般のまちづくりと連携強化を図ることを目指してまいります。加えて、アフターコロナに向けた社会・経済システムの転換が加速していくことも見込まれる中、事業環境の変化を的確に捉えた上で適切な時期に効率的なダイヤ編成及び運賃改定等を見込んだ収支計

画を前提とした具体的な計画の策定作業を進めているところでございます。なお、収支計画につきましては、コロナ禍の影響がどの程度まで及ぶのか、今もって読みづらく、計画期間途中でも柔軟に見直すことを前提として策定することになるものと考えております。

最後に、議員ご案内の繰出基準等以外の補助金についてですが、経常的に繰り入れている基準外の補助金については、不採算路線にかかる「市営バス路線維持補助」のみでございます。今回のような災害にも類するような突発的な状況を除いては現時点では想定しておりません。なお、「市営バス路線維持補助金」は、本市の「総合交通計画」に基づき今後も市域の路線を維持していくために必要な支援として、平成30年度から新たな補助制度となったものでございます。その必要性及び主旨については一定の整理がなされた補助金であると認識しており、今後も現行ルールによる補助金支出をお願いすることに変わりはないものと考えております。

議員ご案内のとおり、コロナ禍の長期化による収益悪化や軽油価格の乱高下等、今後の見通しが不安定な部分もございますが、今後も経営努力を惜しまず、バス事業の根幹である料金収入の増加に努めると同時に、更なる経費削減に向けて取り組み、持続可能な事業運営を目指してまいります。

川井田清香議員

2回目は、意見・要望と致します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、迅速かつ的確に支援が行き届くよう、日々ご尽力を頂いている職員や関係者の皆様に敬意を表します。引き続き、予算執行状況等も見ながら、事業の効果を分析し、財政状況を鑑みながら「選択と集中」をもって、より必要な感染症対策や支援策を実施して頂きますようお願い致します。一方、市内の医療体制や、自宅療養者の状況等の情報が入りにくい中、感染拡大により市民の方の不安も広がっています。情報開示は難しいのは理解しますが、担当課として対策にあたるには、情報収集や分析が不可欠であると考えますので、可能な限り情報提供については、対応して頂くことを要望致します。

次に、公共施設マネジメントにつきましては、野外活動センターを例にあげますと、廃止を審議するために示された特約の説明内容と、実際の運営条件に差が生じ、審議時の説明は何だったのかと疑問を抱きますので、今後、他の事業においても、将来の動向も見据えた正確な説明を果たして頂きたいと思っております。また、市有財産につきましては、将来的に見て行政目的を果たすために必要になる可能性も考えて、特に用途廃止後の土地については、すべて早期の売却ではなく、中長期的な視点から慎重な売却の判断を要望致します。

次に、放棄債権につきましては、今回は水道事業と病院事業を取り上げましたが、一般会計におい

ても多岐にわたり不納欠損が生じています。本市の収納率は高いものとなっていますが、引き続き、未収金回収や未収金の発生を防ぐ取り組みの推進に期待致します。

次に、日本遺産につきましては、認定後は、「日本遺産審査・評価委員会」における総括評価・継続審査等の再審査もあります。ストーリーだけで地域活性化を図るということは難しいようにも感じますが、まずは、この数年の動向を注視して参りたいと思います。また、都市ブランド・観光戦略課の業務内容として「清酒の普及促進」とされていますが、なぜ清酒に限定されているのか、市内には清酒以外の生産商品は多くあります。新たな特産品を見出す等、あらゆる可能性の調査、研究にも取り組んで頂くよう要望致します。さらに、本市の「都市ブランド」とは何か、「通勤・通学・買い物に便利」「住みたい・住み続けたい」「選ばれるまち」等は、他市も同じように掲げています。本市には「都市ブランド・観光戦略課」が設置されていますし、今一度、オール伊丹で、「都市ブランドの確立」を目指して頂きたいを思います。

次に、待機児童につきましては、これまで何度も要望して参りましたが、年度当初の待機児童ゼロのみを強調されるのではなく、実際は、1年を通して保育所入所を待ち望んでいる多くの家庭があることを再認識して頂き、早急に通年待機児童の解消に取り組んで頂きますよう強く要望致します。

次に、学校教育につきましては、コロナ禍において子ども達を取り巻く教育環境の変化は著しく、不登校・ICT教育・進路指導等、子ども達の未来を左右する各施策は大変重要であります。日本財団が2018年10月に中学生6,500人を対象にインターネットで行った「不登校傾向にある子どもの実態調査報告書」によりますと、不登校傾向にある年間欠席数が30日未満の中学生は、全中学生約325万人の10.2%にあたる約33万人で、文部科学省が調査した不登校中学生の数の約3倍となりました。中学校に行きたくない理由については、疲れる、朝起きられない等の身体的症状以外の要因では「授業がよくわからない」「良い成績がとれない」「テストを受けたくない」など、学習面での理由が多く見られました。現在は、コロナ禍でますます不登校が増加傾向にあるとのことで、状況によっては来年度の支援員配置の継続と、コロナによる自宅待機や学級閉鎖等で、学習面での不安が大きくなるように、緊急時における家庭でのオンライン学習環境を構築し、家庭での学びの機会も保障できるよう、オンライン授業の活用と推進を要望致します。

次に、交通事業につきましては、今回の補助金や出資金の必要性については、一定理解させて頂きました。しかしながら、コロナ禍において、利用者離れに追い打ちをかけることのないよう、さらなる安全運転や接客サービスの向上はもちろんのこと、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」を経営基本とし、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされていますので、補助金ありきではなく、自立的な経営を目指して頂き、今後示される「第4次アクションプ

ラン」の経営戦略を注視して参りたいと思います。

最後に、市長のご答弁に「伊丹のまちづくりの原動力は市民力、地域力にある」とございましたが、コロナ禍で市民や事業者の生活や経営状況が厳しい中、伊丹市民の命と健康、そして生活を守ることを最優先に、今後とも新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、安全・安心な市政運営に期待致しまして、代表質問を終わります。